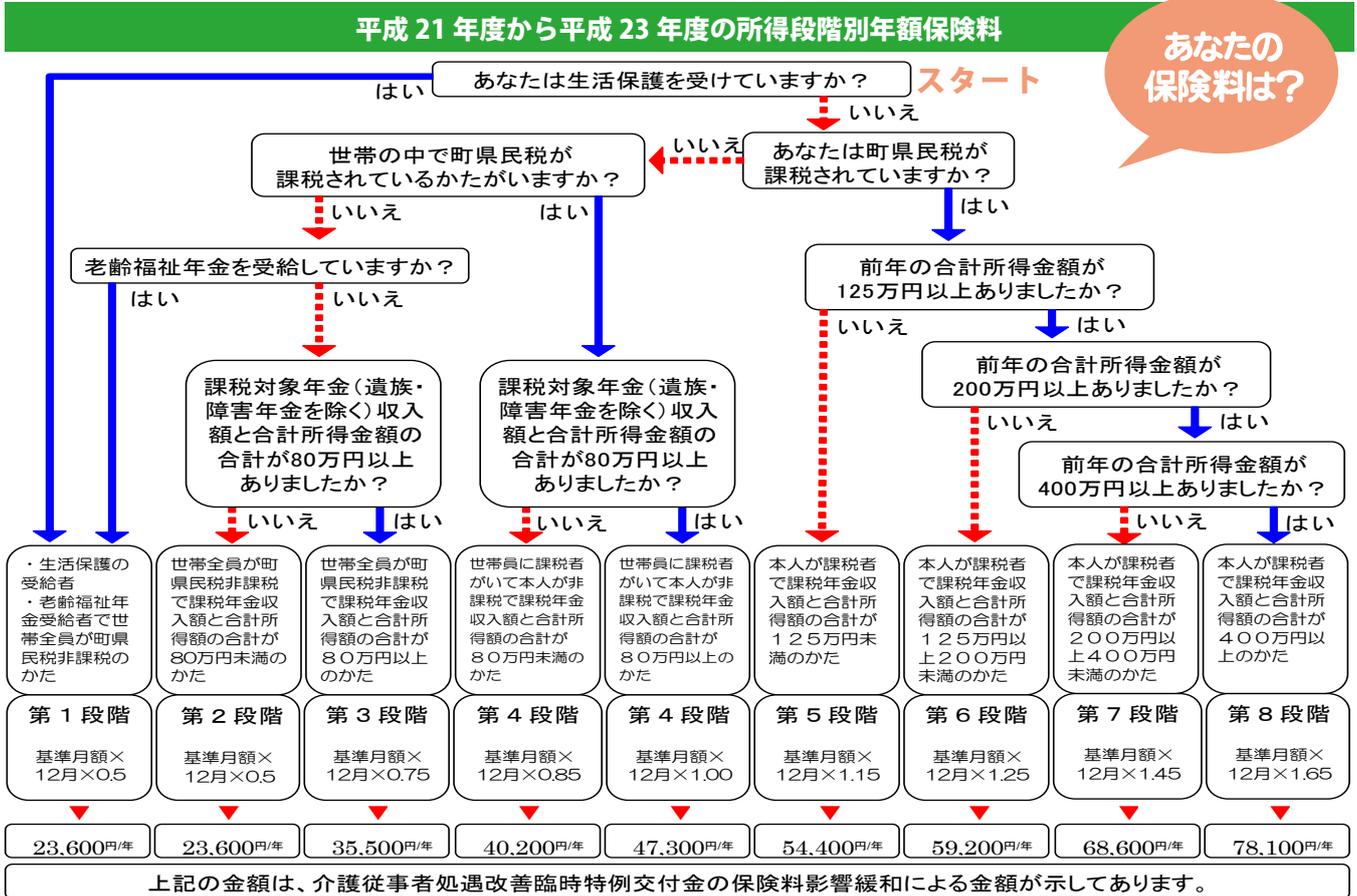


介護保険料の決め方・納め方

● 65 歳以上のかたの介護保険料

65 歳以上のかたの介護保険料は、サービスに必要な費用に応じて 3 年ごとに見直しています。平成 21 年度から平成 23 年度までの介護保険料の基準は年額 48,000 円(月額 4,000 円)と決めました。また、負担が重くなりすぎないように本人や世帯の所得などに応じて 8 段階になっています。



- ⇒ 介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、介護従事者の処遇改善を図るために、平成 21 年の介護報酬改定(プラス 3%)が行われることに伴い、介護保険料への報酬改定影響部分を国が交付するものです。
- ⇒ 介護保険料は、毎年 4 月 1 日を基準として賦課します。
- ⇒ 5 月以降に 65 歳になるかたや、転入したかたの保険料額は月割で算定します。
- ⇒ 老齢福祉年金=明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれたかたなどが受けている年金です。
- ⇒ 合計所得金額=総所得金額に分離譲渡所得等(特別控除等を差引く前の金額)を合計した金額です。(扶養控除・社会保険料控除などを除いた後の課税標準額とは異なります。)

● 納め方は年金の額によって分かります

年金 18 万円以上のかた

年金から徴収されます(特別徴収)

年金の定期払い(年 6 回)の際に、あらかじめ差し引かれます。

※特別徴収となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

年金額 18 万円以上でも、こんなときは納付書や口座振替で納めます

◎ 65 歳になったとき ◎ 年度の途中で所得段階が変更になったとき ◎ 年金の支払が停止されたとき など

年金 18 万円未満のかた

納付書や口座振替で納めます(普通徴収)

町から送付される納付書の納期にしたがって納めます。

● 40 歳～ 65 歳未満のかたの介護保険料

40 歳から 65 歳未満のかたの介護保険料の決め方は、加入している医療保険によって異なります。

- ◎ 国民健康保険加入者 = 介護保険料は所得や資産によって異なり、介護保険料の 2 分の 1 を国が負担します。国民健康保険税とともに納付します。
- ◎ 職場の健康保険加入者 = 介護保険料は給料によって異なり、介護保険料の 2 分の 1 を事業主が負担します。健康保険料とともに納付します。

◎ 問い合わせ先 = 保健衛生課介護保険係 ☎ (86) 1111 (内線) 1161